

一般廃棄物処分業許可証

住 所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏 名 木材開発株式会社

(法人にあっては 代表取締役 谷 正剛
名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門 川 大

許可の年月日 平成30年 3月15日

許可の有効期限 平成32年 3月14日



許可の更新又は変更の状況

平成14年	3月15日	新規許可
平成16年	3月15日	更新許可
平成18年	3月15日	更新許可
平成20年	3月15日	更新許可
平成22年	3月15日	更新許可
平成24年	3月15日	更新許可
平成26年	3月15日	更新許可
平成28年	3月15日	更新許可
平成30年	3月15日	更新許可

1 取扱廃棄物の種類

木くず。ただし、再資源化が可能なものに限る。

2 作業区分及び処理能力

破碎(中間処理): 290トン/日(14.5時間), 20トン/時間

3 施設の設置場所

京都市伏見区横大路千両松町45-1-2

4 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。), 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。
- (2) その他市長の指示に従うこと。

5 手数料

手数料は、条例に定める額を超えて徴収してはならない。

6 許可の取消し又は業務の停止

法, 条例, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は京都市市長の指示に違反する行為をしたときは, 許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じる。

この場合に生じた損失に対して, 市はその責を負わない。